

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
1	<p>1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】 (1) 就労支援施策の強化について <継続> ①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市が行う事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。</p>	<p>大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの機能強化につきましては、引き続き、関係機関と連携し、就労支援・雇用確保につながる取組を推進してまいります。 また、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供、啓発につきましては、引き続き実施してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>
2	<p><継続> ②地域就労支援事業の強化について 「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。</p>	<p>地域就労支援事業の強化につきましては、コロナ禍の情勢等を踏まえ、関係機関と連携し、就労支援・雇用確保等につながる取組を推進しております。 また、ひとり親家庭を支援する施策につきましては、今後とも、充実に向けた取組を進めてまいります。</p>	<p>こども部 こどもを守る課 まちづくり推進部 産業振興室</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
3	<p><継続> ③障がい者雇用の支援強化について 本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。</p>	<p>障害者雇用につきましては、市民や企業を対象に、会議やイベントを開催し、障害者雇用の啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、就労支援・雇用確保につながる取組を推進しております。 引き続き、障害者雇用の拡充と定着につながる取組を推進してまいります。</p>	<p>福祉部 障害福祉課 まちづくり推進部 産業振興室</p>
4	<p><継続> (2)男女共同参画社会の推進に向けて 令和3年3月に策定された「第5期ねやがわ男女共同参画プラン」より、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府・寝屋川市の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。</p>	<p>男女共同参画社会の推進に向けての取組につきましては、第5期ねやがわ男女共同参画プランを市ホームページにより情報発信に取り組むとともに、男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）での展示による周知（6月23日から6月29日までの男女共同参画週間）、市民セミナーの開催など、引き続き、様々な機会を通じて、男女共同参画の理解促進に取り組んでまいります。</p>	<p>危機管理部 人権・男女共同参画課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
5	<p>(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について <継続> ①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について 働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。</p>	<p>同一労働同一賃金やパワハラ防止義務につきましては、引き続き、関係機関と連携し、市内中小企業等に周知してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>
6	<p><継続> ②外国人労働者が安心して働くための環境整備について 生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、「日本語よみかき促進事業」の事業強化、更なる予算の上積みを検討すること。 加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。</p>	<p>外国人労働者が安心して働くための環境整備につきましては、外国人の相談窓口の設置、生活ガイドの周知など、外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の取組を進めております。 引き続き、本市で生活・就労等する上で、読み書き、会話等のコミュニケーションが円滑に図れるよう、学習者個々のレベルに応じた教材等の活用に取り組んでまいります。 また、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供につきましては、市ホームページを始め、国等からの各種案内を関係機関に周知するなど、引き続き情報提供に取り組んでまいります。</p>	<p>市民活動部 市民活動振興室 まちづくり推進部 産業振興室 社会教育部 社会教育課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
7	<p><継続> (4)治療と職業生活の両立に向けて 新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。</p>	<p>治療と職業生活の両立につきましては、関係機関と連携し、引き続き支援してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>
8	<p>2. 経済・産業・中小企業施策【7項目】 (1)中小企業・地場産業の支援について <継続> ①ものづくり産業の育成強化について ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。</p>	<p>ものづくり産業の育成強化につきましては、関係機関との連携を図るとともに、企業OB等による経営支援アドバイザーを配置するなど、引き続き、中小企業に対する支援を実施してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>
9	<p><継続> ②若者の技能五輪への挑戦支援について 中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。</p>	<p>技能五輪への挑戦支援につきましては、現時点では、国を始め、当市においてもその予定はありませんが、引き続き、国における支援等の動向を注視してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
10	<p><継続> ③中小・地場企業への融資制度の拡充について コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。</p>	<p>中小企業等への融資制度につきましては、市が融資をあっせんする大阪府小規模企業サポート資金(市町村連携型)の信用保証料の補給を行うとともに、国・府と連携し、コロナ禍に対するセーフティネット等の融資支援に取り組んでおり、引き続き、情報発信に取り組んでまいります。 また、資金繰り支援策につきましては、国・府の動向等を注視してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
11	<p><継続> ④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて 帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。</p>	<p>中小企業の事業継続計画策定への支援につきましては、引き続き、市内産業経済団体等を通じ、国・府からの情報等を周知してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>
12	<p><継続> (2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて(★) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。</p>	<p>取引の適正化の実現及び相談体制の強化につきましては、下請二法及びガイドラインの周知徹底を図るため、建設業法遵守ガイドラインを始め、市発注工事の受注に当たっての適正な施工体制の確保に関する留意事項等を、市ホームページ等で公表しており、引き続き、事業者等の指導に取り組んでまいります。</p>	<p>総務部 契約課 まちづくり推進部 産業振興室</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
13	<p><継続> (3)公契約条例の制定について 公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。</p>	<p>公契約条例につきましては、基本的には労働関係法令によるべきであると考えており、その必要性等について調査・研究してまいります。</p>	総務部	契約課
14	<p><継続> (4)地域活性化に向けたふるさと納税の活用について ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、市の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。</p>	<p>ふるさと納税の活用につきましては、制度の趣旨を踏まえ、地域活性化につながるよう、引き続き、市内の特産品や独自サービスをポータルサイトを通じて全国に広くPRしてまいります。</p> <p>また、ふるさと納税の使途につきましては、寄附者が、寄附金の使途を指定できるよう運用しており、引き続き、寄附者の意向に沿った運用を行ってまいります。</p>	経営企画部	企画四課
15	<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】 <継続> (1)地域包括ケアの推進について(★) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、令和3年3月に策定された「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2021～2023）」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。</p>	<p>介護サービスの提供体制につきましては、引き続き、地域包括支援センター及び在宅医療・介護連携推進センターの運営、介護サービス等の充実及び多職種間連携を進めることで整備してまいります。</p> <p>地域包括ケアの整備推進につきましては、利用者等の意見が反映できるよう、地域ケア会議を開催するとともに、市高齢者保健福祉計画の進捗状況を市ホームページで公表するなど、引き続き、地域包括ケアに関する情報の周知を図ってまいります。</p>	福祉部	高齢介護室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
16	<p><継続> (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について 市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。加えて、同趣旨の計画として平成30年から5年計画で実施されている「寝屋川市健康増進計画」が、取り組みの強化を検討すること。</p>	<p>特定健診、乳がん検診、子宮頸がん検診等の制度につきましては、国の指針に基づき実施してまいります。</p> <p>AYA世代におけるがん検診につきましては、子宮頸がん検診と乳がん検診（エコー検査）を実施しており、引き続き、受診率向上に取り組んでまいります。</p> <p>第3期府がん対策推進計画の推進につきましては、引き続き、がん検診の促進や啓発に取り組むとともに、進捗状況の検証について国及び府と連携してまいります。</p> <p>府健康マイレージ事業等の周知につきましては、府からの依頼に基づき協力してまいります。</p> <p>市健康増進計画につきましては、関係部署と連携の上、計画の基本目標である「健康寿命の延伸」の推進に向けた取組を検討してまいります。</p>	健康部	保健総務課 健康づくり推進課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
17	<p>(3) 医療提供体制の整備に向けて (★) <継続> ① 医療人材の勤務環境と処遇改善について 医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。</p>	<p>医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、現在、府において医師確保計画及び外来医療計画の策定を進めており、また、第7次府医療計画を推進する中で、医療提供体制の確保に取り組んでおります。 今後とも、府、関係機関等と連携しながら、医療安全の確保に取り組んでまいります。</p>	健康部	保健総務課
18	<p><継続> ② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて 地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。</p>	<p>医師の地域偏在や診療科目の偏在の解決につきましては、府において医師確保計画に基づき、広域的に事業が実施されているところです。 今後とも、府、関係機関等と連携しながら、医療体制の確保に取り組んでまいります。</p>	健康部	保健総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
19	<p>(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★) <継続> ①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて 介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。</p>	<p>介護労働者の処遇改善につきましては、国の看護、介護、保育など、現場で働く方の収入の引上げ事業の動向を注視し、引き続き、国に抜本的な解決策を講じるよう要望してまいります。</p> <p>介護労働者のキャリアアップ支援及び介護職場における労働環境の改善へ向けた補助等につきましては、府において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保・職場定着支援事業及びICT導入支援事業を実施しており、引き続き、国・府の動向を注視してまいります。</p>	福祉部	高齢介護室
20	<p><継続> ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について 地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。</p>	<p>地域包括支援センター機能の充実につきましては、在宅医療・介護連携推進センター、認知症初期集中支援チーム等を運営することで、地域包括支援センターの機能の補完・充実に取り組んでまいります。</p> <p>ヤングケアラーの支援につきましては、地域包括支援センター、学校、市等がヤングケアラーを常に意識しながら、連携を密にし、早期発見・早期対応に取り組んでまいります。</p> <p>地域包括支援センターの機能と役割の市民に向けた周知につきましては、家族介護者への相談対応を含め、引き続き取り組んでまいります。</p>	こども部 福祉部 学校教育部	こどもを守る課 保護課 高齢介護室 障害福祉課 教育指導課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
21	<p>(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★) <継続> ①潜在的な待機児童の早期解消に向けて 保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。</p>	<p>事業所内保育、家庭的保育、小規模保育等の整備につきましては、第2期市子ども・子育て支援事業計画を基本に、利用状況等の実情を踏まえる中で検討してまいります。 また、事業所内保育などを整備する場合には、認可保育施設と適切に連携してまいります。</p>	こども部	保育課
22	<p><継続> ②保育士等の確保と処遇改善に向けて 子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。</p>	<p>保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員の労働条件等の改善につきましては、国の基準に基づく職員配置や適正な職場環境及び研修機会の確保に取り組んでおります。 保育の質の向上につきましては、保育現場のニーズを的確に把握するため、引き続き、保育所園、幼稚園、認定こども園、小学校と連携し、民間保育事業者との意見交換を行ってまいります。</p>	こども部 学校教育部 社会教育部	保育課 学務課 青少年課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
23	<p><継続> ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて 保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。</p>	<p>病児・病後児保育などの充実につきましては、病児保育所の実施施設数の不足はございませんが、地域によっては利用しにくい状況があるため、引き続き、事業者に開設の要請を行ってまいります。</p> <p>また、府に対し、継続して各事業の財源措置等について要望するなど、保育事業や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>各事業が適切に実施できるよう保育士、看護師の確保の支援に取り組んでまいります。</p>	こども部	保育課
24	<p><継続> ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について 企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。</p>	<p>企業主導型保育施設への市の関与につきましては、市において、認可外保育施設としての届出を受理し、毎年度、運営状況について立入調査を実施しております。また、内閣府が運営費等に対し助成するとともに、児童育成協会が年1回以上、立入調査を実施しております。</p> <p>市、国がそれぞれの立場で関与することで、企業主導型保育施設が適切に運営されるものと認識しており、事業者や保護者の声についても、適切に把握してまいります。</p>	こども部	保育課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
25	<p><継続> ⑤子どもの貧困対策と居場所支援について 「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の趣旨を踏まえ「第2期子ども・子育て支援事業計画」の中にある「子どもの貧困対策の推進」の項目にある通り、推進に向け市における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。</p>	<p>子どもの貧困対策の推進につきましては、引き続き、子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るよう、国・府・市が連携し、適切に対応してまいります。 子ども食堂につきましては、食事の提供を通じた子どもの居場所づくりや見守りを目的として、運営団体への支援を実施しており、引き続き、運営経費を補助するとともに、団体から要望があれば、ネットワークの構築について適切に対応してまいります。</p>	こども部	こどもを守る課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
26	<p><継続> ⑥子どもの虐待防止対策について 児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化すること。</p>	<p>子どもの虐待防止対策につきましては、11月の児童虐待防止推進月間において、市内四駅で啓発リーフレット、オレンジリボン等の啓発物品を配布する(令和2年度、3年度は感染拡大防止のため中止)とともに、市内公共施設等に啓発のぼりの掲揚や市内自治会掲示板にポスター掲示の依頼を行っております。また、これらの市民の関心につながる様々な取組を、市ホームページや市広報誌を活用し、広く情報発信しております。</p> <p>学校との連携につきましては、登校できない子どもを含めた見守りが必要な子どもへは、要保護児童対策地域協議会や各所属機関との連携により家庭訪問の実施や見守りの強化、子どもの安全を最優先に対応しております。引き続き、関係諸機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応につなげてまいります。</p> <p>また、学校における連携を強化することにつきましては、全教職員が常に虐待防止のための高い意識を持つことができ、関係諸機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでおります。</p>	こども部 学校教育部	こどもを守る課 教育指導課
27	<p><継続> ⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について 大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。</p>	<p>小児科の救急医療体制につきましては、市休日診療所において、日曜・祝日・年末年始（12月30日から1月4日まで）の10時から17時まで及び18時から21時まで、また、夜間については、北河内夜間救急センターにおいて、21時から翌日6時まで診療をしており、引き続き体制の維持に取り組んでまいります。</p>	健康部	保健総務課 健康づくり推進課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
28	<p><新規> (6)誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた相談体制の強化について 相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。</p>	<p>自殺対策における相談体制の強化につきましては、悩みを抱える人への早期の気付きができる人材育成として、引き続きゲートキーパー養成研修を行ってまいります。 また、民間団体との連携等につきましては、各種団体の活動内容等の情報収集に取り組むとともに、連携の在り方について検討してまいります。</p>	健康部	保健総務課
29	<p>4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】 <継続> (1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上について(★) 少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を早期に配置すること。</p>	<p>教員確保につきましては、府が各市町村の欠員に応じ、教員を配置しておりますが、それでもなお不足する講師等につきましては、府と連携し確保してまいります。 教職員の客観的な勤務時間管理につきましては、学校出退勤管理システムを活用する中で取り組んでまいります。 在校等時間の上限の順守につきましては、定時退勤日、全校一斉退勤日、部活動休業日の設定、電話の自動音声機能の導入等を推進しており、今後、更なる教員の働き方改革を進めることで、実効性を確保してまいります。また、令和3年度から試験的に導入された事前任用につきましては、中学校への拡大も含め、府へ要望してまいります。 スクールカウンセラーの配置につきましては、現在、全ての中学校区にスクールカウンセラーを1人配置し、校区小中学校の相談に対応しております。 スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在3人を配置しており、各学校のケース会議への参加や、全教職員対象の虐待防止研修の講師等も務め、「チーム学校」として、子どもたちを取り巻く諸問題の解決に向けた取組を行っております。</p>	学校教育部	学務課 教育指導課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
30	<p><継続> (2)奨学金制度の改善について(★) 給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。</p>	<p>奨学金制度の拡充につきましては、今後とも、国・府による適切な修学支援を要請してまいります。 また、市における奨学金返済支援制度につきましては、調査・研究してまいります。</p>	学校教育部	教育政策総務課 教育指導課
31	<p>(3)人権侵害等に関する取り組み強化について <継続> ①差別的言動の解消に向けて 大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。</p>	<p>差別的言動の解消につきましては、国の人権擁護機関、府等と緊密な連携・協力を図り、ヘイトスピーチを始めとする不当な差別的言動を無くすため、公共施設でのポスター掲示を行うなど、引き続き周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	危機管理部	人権・男女共同参画課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
32	<p><継続> ②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて L G B T等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、S O G I（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市においても条例設置をめざすこと。</p>	<p>多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた取組につきましては、引き続き、多様な性を理解するセミナー等を開催し、L G B T等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を無くし、S O G Iに対する理解促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、パートナーシップ制度につきましては、引き続き、府のパートナーシップ宣誓証明制度を活用し、L G B Tの方への支援に取り組んでまいります。</p>	危機管理部	人権・男女共同参画課
33	<p><継続> ③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。</p>	<p>就職差別の撤廃及び部落差別の解消に向けた施策につきましては、引き続き、府や寝屋川事業所人権推進協議会と連携し、公正採用選考人権啓発推進員の拡充を始め、パンフレットによる応募用紙の適切な使用に関する周知、企業への研修等に取り組むとともに、就職差別撤廃月間等に合わせた周知・啓発活動を通じて、あらゆる差別撤廃や解消に取り組んでまいります。</p>	危機管理部 まちづくり推進部	人権・男女共同参画課 産業振興室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
34	<p><新規> (4) 財政状況の健全化について 新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、市の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。</p>	<p>財政状況につきましては、市広報誌及び市ホームページに公表し、市民への情報提供に取り組んでおります。 また、府に対しては、引き続き必要な財政支援を求めてまいります。</p>	<p>財務部 財政課</p>
35	<p><新規> (5) 行政におけるデジタル化の推進について 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。</p>	<p>行政手続のオンライン化の推進につきましては、令和3年度に押印の見直しや電子申請システムのリニューアルを実施し、市DX推進計画の最終年度となる令和7年度末には、全手続においてオンラインによる申請に対応できるよう、手続に必要な添付書類、手数料納付等の要件に応じて、段階的に取組を進めております。 デジタル化の推進に伴う情報格差の解消につきましては、府との共同による「高齢者スマホ教室」を開催しており、今後、本事業の効果や課題を踏まえ、実施方法等について検討してまいります。 オンライン会議につきましては、全ての所属にオンライン会議対応のパソコンを配置し、他自治体や民間事業者との会議等において活用しており、引き続き活用拡大に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>経営企画部 情報化推進課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
36	<p><継続> (6)投票率向上に向けた環境整備について 投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。</p>	<p>期日前投票所につきましては、市役所本庁舎のほか、市域の東西南北の各地域に設置し、投票しやすい環境の確保を図っております。 共通投票所の設置、投票所の運営の在り方、投票所における投票、不在者投票の方法等につきましては、公職選挙法の規定を踏まえ、国の動向等を見据える中で調査・研究してまいります。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>
37	<p>5. 環境・食料・消費者施策【6項目】 <継続> (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★) 食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。</p>	<p>食品ロスの削減対策の効果的な推進につきましては、引き続き、府食品ロス削減推進計画を踏まえるとともに、市内食品関連事業者と連携、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度等の府のスキーム等も取り入れながら、取り組んでまいります。 また、食べ残しゼロを目的にした3010運動につきましては、外食時における食べ残し行動の啓発に加え、毎月10日・30日は冷蔵庫等を整理整頓することを呼び掛ける内容を加えるなど、引き続き、効果的な食品ロス削減を推進する取組を実施してまいります。</p>	<p>環境部 環境総務課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
38	<p><継続> (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について 2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。</p>	<p>フードバンク活動に対する具体的な支援につきましては、引き続き、フードドライブを実施し、子ども食堂運営団体等に提供を行ってまいります。</p>	環境部	環境総務課
39	<p><継続> (3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p>	<p>カスタマーハラスメントにつきましては、組織での対策を講じることが重要であると認識しており、現在、国において関係省庁が連携して対策ガイドラインの策定を検討されていることから、引き続き国等の動向を注視してまいります。</p>	危機管理部	消費生活センター
40	<p><継続> (4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について 大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐため、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。</p>	<p>特殊詐欺被害の低減につきましては、引き続き、関係機関から被害情報を収集し、消費者に対し周知・啓発を行うことで、被害の防止に取り組むとともに、特殊詐欺に関する消費生活講座を実施し、積極的に啓発してまいります。 自動通話録音装置につきましては、令和3年度から3か年計画で寝屋川警察署と連携し、寝屋川警察署又は消費生活センターへ、特殊詐欺に関する相談を行った満65歳以上の者がいる世帯を対象に貸与しております。</p>	危機管理部	消費生活センター

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
41	<p><新規> (5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。 グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。</p>	<p>2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組につきましては、国・府の施策を注視するとともに、市環境基本計画等に基づいた施策を推進してまいります。 また、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた産業界との連携強化につきましては、市環境基本計画に基づき、様々な機会を通じて周知・啓発を行ってまいります。</p>	環境部	環境総務課
42	<p><新規> (6)再生可能エネルギーの導入促進について 再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進につきましては、市環境基本計画に基づき、様々な施策を実施するとともに、国・府の施策を注視してまいります。</p>	環境部	環境総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
43	<p>6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】 <継続> (1) 交通バリアフリーの整備促進について 公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。</p>	<p>交通バリアフリーの整備促進につきましては、駅構内のエレベーター、エスカレーターは、それぞれの鉄道事業者が管理者であるため、現時点では市において維持管理、更新に関する財政支援の予定はしておりませんが、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	<p>都市基盤整備部 道路管理課</p>
44	<p><継続> (2) 安全対策の向上に向けて 鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。</p>	<p>ホームドア等の設置支援につきましては、優先順位、財政負担等の課題があるため、現時点では予定はしておりませんが、引き続き、国の動向等を注視するとともに、より良い手法等について調査・研究してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 交通政策課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
45	<p><継続> (3)キッズゾーンの設置に向けて 保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、ガードレールなどのメンテナンスも行う事。</p>	<p>キッズゾーンの設置につきましては、寝屋川警察・学校及び関係課と合同で通学路の点検を実施し、点検を踏まえた安全対策を行っておりますが、引き続き、他市の設置状況、設置方法等について調査・研究してまいります。</p>	こども部 学校教育部	保育課 学務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
46	<p><継続> (4)防災・減災対策の充実・徹底について(★) 市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。</p>	<p>市民の「命を守る」の観点から、災害に対する事前の備え、発災時の対処法や洪水ハザードマップの内容を一冊にまとめた総合防災ガイドブック「命を守るワガヤノ防災」を全戸配布しており、住民が自助として災害対策に取り組めるよう情報発信に取り組んでおります。</p> <p>情報収集・伝達体制につきましては、災害の規模に応じた体制を設置するとともに、大阪府や気象庁等の関係機関等と連携して正確な気象情報等を収集・把握し、市民に対して情報を伝達しております。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては、適宜更新しており、被支援者本人の同意を得た上で、枚方寝屋川消防組合、民生委員等へ情報提供し、災害時での安否確認や支援に活用してまいります。</p> <p>市民等と連携した防災訓練につきましては、地域協働協議会が作成した避難所開設・運営マニュアルに基づく、訓練等の実施を支援しております。</p> <p>災害発生時の市ホームページによる情報発信につきましては、災害状況に応じ、災害関連情報の発信に特化したページへの切替え等を実施しており、引き続き、情報が見つけやすい、内容が分かりやすいホームページ作りに取り組んでまいります。</p> <p>コロナ禍における避難所運営につきましては、避難所運営指針、避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難用テントの活用、少人数ごとの分散収容など、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営を行ってまいります。</p>	<p>経営企画部 危機管理部 健康部</p>	<p>企画三課 防災課 保健総務課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
47	<p><継続> (5)地震発生時における初期初動体制について 南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。</p>	<p>災害時における職員体制につきましては、市地域防災計画等を踏まえ、人員体制の確保を図ってまいります。 災害時における自治体連携の在り方については、他自治体の取組事例等を調査・研究してまいります。 企業、住民への防災意識への啓発については、市内事業者、地域協働協議会、自治会等に対し、随時、防災情報の提供を行ってまいります。 災害ボランティアセンター等との連携については、引き続き、市社会福祉協議会等と対策を強化してまいります。</p>	総務部 危機管理部	人事室 防災課
48	<p>(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★) <継続> ①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について 予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。</p>	<p>災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発につきましては、土砂災害（特別）警戒区域内等の住民に対しては、土砂災害に関する個別周知・啓発を行うとともに、梅雨や台風の時期においては、重点的に現場パトロール等を行っております。</p>	危機管理部 都市基盤整備部	防災課 審査指導課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
49	<p><継続> ②災害被害拡大の防止について 大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。</p>	<p>大規模災害発生時における事業活動を休止する基準の設定等につきましては、取組事例を調査・研究してまいります。 避難所運営における新型コロナウイルス対策につきましては、各小中学校等の避難所に避難用テント等の避難所運営物品、消毒液等の衛生管理用品を配備するとともに、体調不良者等の部屋を設けるなど、引き続き感染拡大防止対策に取り組んでまいります。</p>	危機管理部	防災課
50	<p><新規> (7)鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について 自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び寝屋川市が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。</p>	<p>鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化につきましては、鉄道が被災した際、鉄道会社を含む関係機関が構成員となっている寝屋川流域協議会等の広域的な組織体を通じて、沿線自治体等と連携しながら、鉄道会社への働きかけを行ってまいります。</p>	危機管理部	防災課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
51	<p><継続> (8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について 鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。</p>	<p>公共交通機関での暴力行為の防止対策につきましては、寝屋川警察署や公共交通事業者と連携して効果的な啓発を検討してまいります。 公共交通機関の事業者が独自で行う取組への支援につきましては、他自治体の取組内容等を参考に調査・研究してまいります。</p>	<p>危機管理部 監察課</p>
52	<p><継続> (9) 交通弱者の支援強化に向けて 誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや既存の公共交通機関を含む移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。</p>	<p>交通弱者の支援強化につきましては、公共交通空白地域をカバーするため、シルバー世代の方や障害者の方等を対象に、乗合い事業を実施するとともに、バス利用促進事業の実施、商業施設等の支援の調査・研究に取り組んでまいります。 また、大阪スマートシティパートナーズフォーラムによる取組効果の検証につきましては、様々な分野においてデジタル技術の利活用の検討が進められているところであり、本市にとって有益となるものを見極める中で、活用を検討してまいります。</p>	<p>経営企画部 情報化推進課 まちづくり推進部 交通政策課 産業振興室</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
53	<p><継続> (10) 持続可能な水道事業の実現に向けて 持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</p>	<p>持続可能な水道事業の実現につきましては、専門性を有する人材の育成等や基盤強化のための取組は不可欠であることから、本局で作成の水道技術者基盤強化プログラムに基づく研修やOJTを積極的に推進しております。 また、市民への影響が大きい水道料金の見直し、水道施設運営権の設定等については、説明責任を果たしてまいります。</p>	上下水道局	経営総務課
54	<p>7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【12項目】 (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について (★) <継続> ① 医療提供体制の強化について 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。</p>	<p>医療提供体制の強化につきましては、府において医師確保計画及び外来医療計画の策定を進めており、また、第7次府医療計画を推進する中で、医療提供体制の確保に取り組んでおります。また、府に対しては、適切な地域医療体制の確保に向け、必要に応じて要望等してまいります。</p>	健康部	保健総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
55	<p><継続> ②感染者受け入れ体制の強化について 新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。</p>	<p>新型コロナウイルスに感染された方の宿泊施設における療養につきましては、府が一括して対応しております。</p>	健康部	新型コロナウイルス感染症対策室
56	<p><継続> ③PCR検査の拡充について 新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の検査体制につきましては、市医師会との連携により、市独自のPCR外来を設置するとともに、特別養護老人ホーム等の従業員への定期的なPCR検査を実施しております。 また、無症状者が自主的に行う検査の費用の助成を行っております。</p>	健康部	新型コロナウイルス感染症対策室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
57	<p><新規> ④感染防止のための支援拡充について 医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。</p>	<p>小中学校における、感染防止のための支援拡充につきましては、引き続き、消毒液・マスク等の衛生用品を始めとした感染防止対策に係る物品の確保に取り組んでまいります。 また、保育所等における衛生用品の購入等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした衛生用品の購入等に必要な経費を補助しております。 また、介護サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際、介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費や、介護施設等における感染拡大防止のための設備整備への補助を行っております。 引き続き、事業者等への周知等に取り組むとともに、国の動向等を注視してまいります。</p>	健康部 こども部 まちづくり推進部 福祉部 学校教育部	保健総務課 新型コロナウイルス感染症対策室 保育課 産業振興室 高齢介護室 学務課
58	<p><新規> ⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。</p>	<p>緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知につきましては、防災行政無線や市ホームページ並びに各種SNSなど、多様な媒体を活用し情報発信を行うとともに、市民、公共施設、市内事業者など、それぞれの区分に応じた要請を行い、丁寧な説明に取り組んでおります。</p>	危機管理部	防災課
59	<p><新規> ⑥ワクチン接種体制の強化について ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。</p>	<p>必要な支援を府に求めるとともに、今後のワクチン供給につきましては、自治体への供給計画の早期の周知を国へ要望しております。 また、新型コロナウイルスワクチン接種の周知につきましては、引き続き市ホームページ等を通じて、ワクチン接種の効果、副反応等についての正確な情報発信を行ってまいります。</p>	健康部	新型コロナウイルス感染症対策室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
60	<p><新規> ⑦保健所機能の強化について 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。</p>	<p>保健所業務に従事する職員の体制につきましては、専門職の確保に向け、大学等に対して採用の案内を行うなど、必要な人材の確保に取り組んでおります。 また、緊急時における職員体制につきましては、必要に応じて全庁的な応援体制を整備しております。</p>	総務部 健康部	人事室 保健総務課
61	<p><継続> ⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について 医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関連した感染者等への誹謗・中傷や差別等の禁止につきましては、引き続き、市広報誌や市ホームページへの掲載を始め、各公共施設へのポスター掲示等より、広く周知を図るとともに、国の人権擁護機関、府等と連携を図り、様々な機会を通じて周知に取り組んでまいります。 また、市広報誌、市ホームページなどを通じ、ワクチン接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう周知しております。</p>	危機管理部 健康部	人権・男女共同参画課 新型コロナウイルス感染症対策室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
62	<p>(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について(★) <新規> ①雇用調整助成金特例措置の継続について 雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がりが得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。</p>	<p>雇用調整助成金特例措置の継続につきましては、国の動向等を注視してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>
63	<p><新規> ②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、寝屋川市が各種支援制度を行っているわけではないものの、必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化につきましては、引き続き、関係機関と連携し、事業者等に周知してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名 課名
64	<p><新規> ③生活困窮者への支援について 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。</p>	<p>生活困窮者への支援につきましては、相談窓口を市社会福祉協議会において開設しており、引き続き、相談窓口の充実に取り組んでまいります。 また、住居確保給付金の延長等につきましては、国の動向等を注視してまいります。 また、ひとり親家庭を対象とした母子家庭等自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の支援制度を活用していただけるよう、今度とも周知を図ってまいります。 支援制度の活用につきましては、市広報誌や市ホームページを始め、様々な媒体を通じた周知・啓発により、活用促進に取り組むとともに、制度の利用手続については、可能な限り簡素化に取り組んでまいります。</p>	<p>福祉部 こども部 保護課 こどもを守る課</p>
65	<p><新規> ④事業所支援の拡充について 新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する支援につきましては、国の動向等を注視してまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 産業振興室</p>